

死刑論議で猶予制度検討を 西原春夫（論壇）

『朝日新聞』1993年12月15日 朝刊 オピニオン面

後藤田正晴法相の在任時に続き、三ヶ月章法相の就任後も、死刑執行命令にもとづいて何人かの死刑が執行され、死刑の存廃をめぐる議論が再燃した。正論からいえば、裁判所の判決を行政官庁が、裁量によって執行したりしなかったりしたら三権分立の趣旨は害されるから、法務大臣は条件が整った場合、特段の理由のない限り執行命令を出さなければならないというのが筋である。

国連はいわゆる死刑廃止条約を採択している。そこで、国連に加盟する我が国はこれを批准すべきであり、批准すると死刑は廃止されるから、「公平」の観点から法務大臣が執行命令を出さないことには合理性があるという意見もある。しかし、その国連決議たるや、賛成五九に対して反対二六、棄権四八という実態であり、各国の発展段階や宗教上の価値観の違いを無視できるものとは思われないから、批准の時期は国内事情によってそれぞれの国が独自に決定してしかるべきものであろう。少なくともその批准が国会で論議され始めた段階でなければ、法務大臣はまだ「公平」を口にすることはできまい。

他方、世界の先進国の大部分が死刑を廃止していること、死刑については誤判の場合に取り返しがつかない度合いが決定的に高いという弱点を持っていることは考慮しなければならない。だが、国民の総意はいつのアンケートによっても死刑制度を支持している。このような国民の声を無視してよいとする意見は乱暴である。民主主義とはそのようなものではない。このまま死刑の廃止に踏み切ることはどうしても躊躇（ちゅうちょ）せざるを得ない。

死刑に賛成する国民の心の底には、犯罪の中には死をもってしか償えない重い犯罪があるという確信が宿っているに違いない。その人々にとっては、お前は死に値する罪を犯したのだという国家の宣言がぜひ必要であって、懲役では気持ちがおさまらないのだと思う。その中には、即時の執行がぜひ必要だという人もいるかもしれないが、一般には死刑の判決があればそれでだいたい満足し、いつ執行されたかについてはあまり関心を持たないものである。

このような国民感情を踏まえ、死刑制度を残しながらやがては実質的な廃止に至るひとつのステップとして、死刑の執行猶予の制度が考えられないかというのが私の提案である。

懲役や禁固の場合、執行猶予に付するかどうかは裁判官の裁量に委（ゆだ）ねられている。

現在、死刑の言い渡しは単純な殺人以上のきわめて特殊で残酷な犯罪に限られているから、その中から執行猶予に値する事案を選び出すのは非常に困難であるし、選別による影響があまりにも大き過ぎる。

そこで、死刑については、本人が執行を求める場合を除いてはすべて一律に五年間（あるいは十年間）執行を猶予する。猶予期間中の逃走や、受刑者・看守の殺傷など、法律に規定された重大な違反行為があった場合には、猶予を取り消して執行を行い、猶予期間を無事経過した場合には、裁判をもって無期懲役に転換するという制度を作ったらどうであろうか。もちろん、そのために刑法の一部改正、あるいは特別法の制定が必要なことはいうまでもない。

日本は国連の中でより重要な役割を演ずることが期待されているという。それは歴史の当然の成り行きであると思うが、そうなった場合、死刑制度が繰り返し問題とされるだろう。しかし、国民の死刑に対する感情が急に変わるとは思われない。現在の状況では、死刑を維持するにせよ、廃止するにせよ、決断することはあまりにもギリギリしたテーマになり過ぎる。そのような状況にかんがみると、我が国はしばらくの間死刑を保持し、国民感情にある程度こたえつつ、他方でその執行を避けるという穏健な方法をとるのが賢明な道というべきである。

現在の刑事訴訟法の規定によれば、死刑については法務大臣の執行命令が必要とされている。法務大臣が執行命令を出さないことは違法とはいえないが、法律にもよらずにそれを永続的にルール化することは、既に述べた理由から承認することはできない。死刑廃止への道は、やはり正面から法律にもとづいて踏み出すべきである。その方法のひとつとしてこの死刑執行猶予制度が考えられる。今後死刑の存廃について調査したり議論したりする際には、この制度の当否の検討を含めてはどうであろうか。

（早稲田大学教授・刑法、前総長＝投稿）